

正誤表

ページ段行一誤正

令和五年十一月十五日(号外第二百三十九号)

公布経済産業省令第五十号(不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

三下 五国・原子能机构 国际原子能机构